令和７年（フ）第２３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢223番地１　啓愛会・美楽会荒砥宿舎105号室、開始決定時の住所福島県白河市東釜子字枇杷山66番地16
破産者　大平　博三
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和７年（フ）第３５号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字前原６番地10　エキスパートⅠ303
破産者　北島　麻美
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和７年（フ）第３９号
栃木県栃木市入舟町３番21号
破産者　内田　　実
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第２０４７号
埼玉県志木市館二丁目４番４－706号
破産者　村木　幸司
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７６６号
沖縄県宮古島市下地字上地677番地６、前住所埼玉県ふじみ野市市沢三丁目１番Ｃ－102号
破産者　中窪　満浩
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第８０７号
川崎市中原区上新城２丁目７番11－203号
破産者　藤原　哲也
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第８４９号
川崎市高津区溝口３丁目６番17号　ＫＭハイツ　307、開始決定時の住所川崎市宮前区平１丁目９番８－403号
破産者　鈴木　　誠
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１０２２号
神戸市長田区四番町７丁目27番地　ワコーレ長田綜合ビル1105号
破産者　家木正太郎
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７５号
長崎県諫早市多良見町市布2336番地４
破産者　田中　孝典
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第１１６号
長崎県大村市坂口町468番地１　エクリュ大塚・坂口４号棟
破産者　中島　和彦
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第１４９号
鹿児島県姶良市加治木町朝日町174番地１　県教職員共済住宅Ａ棟302号、前住所鹿児島県姶良市西餅田2522番地２　セレオ楠元Ｂ201号
破産者　佐藤　　勲
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第１６号
岩手県宮古市上鼻二丁目５番31号
破産者　伊藤　栄輝
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和７年（フ）第１７号
岩手県宮古市上鼻二丁目５番31号
破産者　伊藤　資子
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第５１号
横浜市旭区中白根２丁目３番10号　ヴェール白根Ｂ
破産者　中尾　正明
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５８号
横浜市泉区岡津町2565番地３　コンフォートミヤノ202号
破産者　飯屋崎　智
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８３号
富山県南砺市梅ケ島238番地
破産者　柴田喜代信
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第３４８号
静岡県磐田市豊岡5965番地16
破産者　鶴田　和宏
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係